



## 令和2年度環境再生・資源循環行政の取組について

令和2年の新春を迎えるに当たり、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。皆様には日頃より環境再生・資源循環行政推進に多大なる御協力をいただき、心より感謝申し上げます。

昨年は、甚大な被害をもたらした台風第19号等によって亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された方々に御見舞いを申し上げます。環境省では、災害廃棄物の処理が適正かつ円滑に進むよう、発災直後から職員に加え、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)を活用して専門家を派遣し、各地の自治体や関係団体、民間事業者等と連携し、あらゆる側面から被災市町村を支援してまいりました。引き続き、環境省として災害対応にきめ細かく対応し、被災地の一刻も早い回復に向けて、全力を尽くす所存です。

廃棄物処理の問題は、災害時はもとより平時の問題でもあります。老朽化で更新時期を迎えつつある自治体の一般廃棄物処理施設の更新需要にもしっかりと対応してまいります。また、PCB廃棄物の期限内処理の確実な達成に向けた取組を進めてまいります。産業廃棄物の適正処理の推進については、平成29年の廃棄物処理法改正により、特別管理産業廃棄物の多量排出事業者に電子マニフェストの使用が義務づけられ、本年4月から施行されることから、対象となる方々には周知を徹底してまいります。また、第四次循環型社会形成推進基本計画に掲げられた電子マニフェストの普及率を2022年度において70%に拡大する目標を達成するため、更なる普及拡大に取り組めます。

一方、廃棄物処理の問題は、日本だけでなく途上国にとっても喫緊の課題です。気候変動に加え、廃棄物処理の分野においても、日本の優れた技術や制度の発信・普及を推し進め、廃棄物発電や浄化槽等、

環境インフラの海外展開を図り、途上国等における循環型社会の構築と脱炭素化に貢献していきます。このほか、資源循環政策の分野では、食品ロスについて、2030年までに食品ロスを半減する目標の達成に向けて、全力で取組を進めていきます。具体的には、食品ロス発生量の約半分を占める家庭からの排出を削減するため、発生する食品ロスの見える化やドギーバッグの活用など、消費者の行動変容を促進するための普及啓発を行うほか、地域の取組を支援していきます。

続いて、国際的に大きな課題となっている海洋プラスチックごみ問題への対応について申し上げます。昨年6月のG20で共有されたように、2050年までに追加的汚染ゼロの世界の実現を目指していきます。そのために、「G20海洋プラスチックごみ対策実施枠組」に基づき、G20各国の具体的アクションを引き出していきます。国内では、本年実施するレジ袋の有料化に向けて、事業者への周知及び国民への理解促進に取り組めます。また、プラスチックごみの排出抑制、分別回収・各国のプラごみ禁輸措置も踏まえた国内リサイクルの大幅な強化、海岸漂着物の回収・適正処理、代替素材の開発、プラスチックとの賢い付き合い方を全国的に進める「プラスチック・スマート」キャンペーンなどを戦略的に推進します。

東日本大震災からの被災地の復興・再生については、2019年12月に、「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」が閣議決定され、2021年度以降の復興の取組方針が新たに示されたところです。環境省としても、引き続き、環境再生に向けた取組に全力を尽くします。

貴センターにおかれましては、今後とも、環境行政の一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。